

## 複合的機能を有する福祉用具の取り扱いについて(案)

## 【論点】

- 通信機能を有する福祉用具について、対象となる福祉用具と通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として複合機能を認めてはどうか。但し、福祉用具本体の貸与価格に通信機能の価格を転嫁する等の行為は認められないこととしてはどうか。
- 具体的には、認知症老人徘徊感知機器に限って複合機能を有する機器として対象としてはどうか。
- 認知症老人徘徊感知機器は家族、隣人等へ通報するものを対象としており、上記の通信機能を有する複合機能を認める場合は同様の範囲で認めてはどうか。

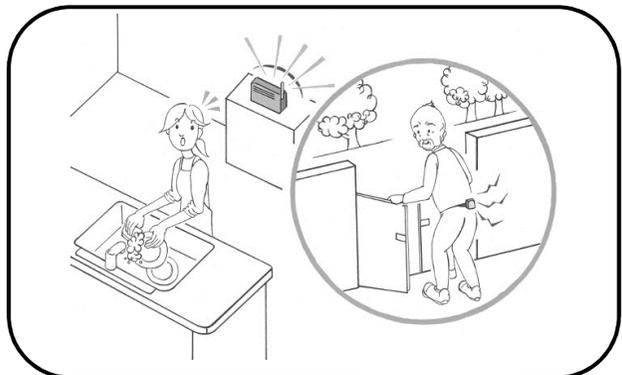
○「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の第1

現 行	改 正 (案)
<p>3 複合的機能を有する福祉用具について 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。</p> <p>② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。</p>	<p>3 複合的機能を有する福祉用具について 2つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。</p> <p>① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに1つの福祉用具として判断する。</p> <p>② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。</p> <p>③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。<u>但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。</u></p>

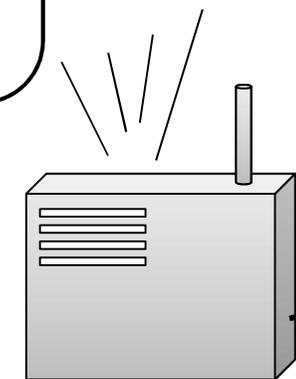
保険対象種目に該当する機能と保険対象種目に該当しない機能が混在している場合であって、それぞれの機能が分離可能な場合の取扱イメージ

介護保険の対象となる機能

利用者が必要に応じて選択し  
利用できる機能



介護保険の対象として  
想定している利用例



認知症老人  
徘徊感知機器

分離可



屋外で情報をキャッチ

自己負担で  
利用可



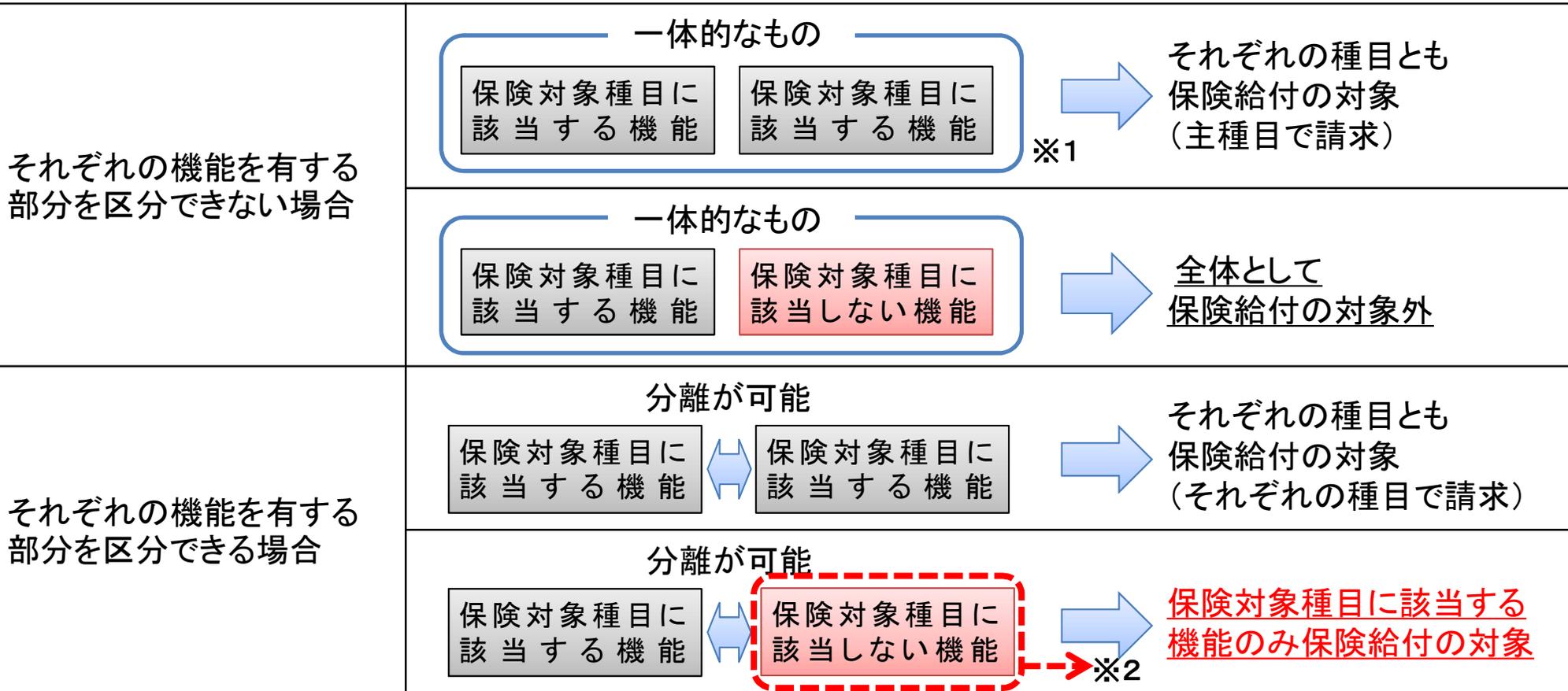
利用者が選択的に  
追加する機能  
(オプション)



メール等でお知らせする機能  
※メール等でお知らせする機能に  
係る主な機能・構造等は本体外  
であるオプションに帰属。

# (参考)複合的機能を有する福祉用具の取扱について

- 介護保険の給付対象となる福祉用具について、2つ以上の機能を有するもののうち、福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱うこととしている。
- このことは、その福祉用具に求める機能以外に他の機能が付加されることで、福祉用具の貸与(購入)価格が上がり、介護給付費の増大につながることを防止するための措置。
- しかしながら、利用者の選択性の充実といった観点から、それぞれの機能が分離可能な場合については、保険対象種目に該当しない機能を利用者が必要に応じて追加し利用することを認めてはどうか。



※1 特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断。

※2 保険対象種目に該当しない機能に関する費用は自己負担で利用可。